

埼玉県県営住宅集会室管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県営住宅集会室（以下「集会室」という。）の管理及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

(集会室の使用)

第2条 集会室は、県営住宅入居者の福利厚生、文化教養等のための講習会その他の諸行事を行うために使用するものとする。

(集会室の管理)

第3条 集会室の管理は、当該住宅の入居者で組織する自治会長等の統括代表者（以下「管理者」という。）が行うものとする。

2 管理者は、次の事項について処理するものとする。

- 一 集会室の鍵の保管に関すること。
- 二 集会室の使用の承認を行うこと。
- 三 その他集会室の適正な管理のため必要な措置を講ずること。

(使用者の範囲)

第4条 集会室を利用できる者は、県が自ら使用する場合を除き、原則として当該県営住宅の入居者とする。

2 前項の規定にかかわらず、入居者多数の利便に寄与すると埼玉県住宅供給公社理事長が認めたときは、入居者以外の者も利用できるものとする。

(使用制限)

第5条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、集会室の使用を承認してはならない。

- 一 団地生活の秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
- 二 営利を目的とすると認めたとき。
- 三 特定の政治活動、宗教活動、又は選挙運動を目的とすると認めたとき。
- 四 その他団地管理上支障をきたすおそれがあると認めたとき。

(使用手続き)

第6条 集会室を使用しようとする者は、使用責任者を定め、集会室使用願を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、集会室使用承認に関する書類を作成し、整備保管するものとする。

(使用者の注意義務)

第7条 集会室を使用する者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 保安上危険なもの又は衛生上有害なものを持ち込まないこと。
- 二 火災等の事故発生防止のため、必要な注意を払うこと。
- 三 近隣者に迷惑をかける行為をしないこと。
- 四 使用後の清掃を行い、戸締り等の点検を行うこと。
- 五 その他集会室の使用に関する管理者の指示に従うこと。

(使用料等)

第8条 集会室の使用料は、無料とする。ただし、集会室の使用に伴う電気料、ガス料及び水道料等の費用は、使用者の負担とする。

2 集会室の使用に伴い、使用者の故意又は過失により生じた施設は又は県有物の損害は、使用者の負担において修復する。

(使用時間)

第9条 集会室の使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、特別の事情がある場合は、管理者の承認を得て、これを変更することができる。

(使用の取消)

第10条 管理者は又は住宅課長は、管理上支障があると認めたときは、使用承認を取消し、又は使用を停止させることができる。

(使用の取消)

第11条 この要綱に定めるもののほか、集会室の管理及び使用について必要な事項は、住宅課長の指示するところによるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 県営住宅仮設物設置承認基準（昭和45年4月1日適用）は、廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成13年4月1日から施行する。